

(目的)

第1条 この要綱は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第35条の5および鯖江・丹生消防組合警防規程(平成9年消防本部訓令第1号。以下「規程」という。)第85条第2項に基づき、救急業務について必要な事項を定め救急業務の能率的運営を図ることを目的とする。

(救急隊の編成)

- 第2条 救急隊は、救急自動車および消防長が任命した所要の救急隊員(以下「隊員」という。)をもつて編成する。ただし、消防署長(以下「署長」という。)が必要と認めた場合は臨時に救急隊を編成することができる。
- 署長は、臨時も含め隊員のうちから救急隊長(以下「隊長」という。)を選任しなければならない。
 - 署長および災害現場における現場最高指揮者が必要と認めた場合は、救急自動車以外の自動車をもつて臨時に救急隊を編成することができる。
 - 多数の傷病者が発生した場合は、鯖江・丹生消防組合集団救急救助活動計画に定めるところによる。

(平27消本訓令5・一部改正)

(隊員の訓練)

第3条 消防長は、隊員に対して、救急業務を行うに必要な学術および技能を修得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

(救急活動検討会)

第4条 署長は、救急業務等に関する知識および技術の向上を図るため必要と認めた場合は、救急活動検討会を開くことができる。

(隊員の服装)

第5条 隊員は、鯖江・丹生消防組合消防吏員服装取扱規程(平成12年消防本部訓令第2号)第2条の5に定める服装を着用するものとする。ただし、安全を確保するため必要があるときは、保安帽を着用するものとする。その他、署長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(隊員の心得)

第6条 救急業務に従事する隊員の心得は次のとおりとする。

- 救急業務に関する関係法令の規定を遵守すること。
- 救急業務の特殊性を自覚し、救急技術向上に努めること。
- 常に身体および着衣の清潔保持に努めること。
- 傷病者に対しては、親切丁寧を旨とし、しゅう恥または不快の念を抱かせないように努めること。

(救急活動上の留意事項)

第7条 救急活動の実施にあたっては、次の事項に留意し、救急業務の効果的な遂行に努めること。

(1) 隊長の留意事項

- 出場指令内容および付加情報を確実に掌握すること。
- 救急自動車の駐停車位置は、救急活動上の安全が確保できる位置を選定するとともに二次災害の防止に努めること。
- 救急現場にある傷病者の保護者および警察官等の関係者と連絡を密にして傷病者の状態および現場の状況を的確に把握し、隊員を指揮して活動を効率的に行うこと。
- 救急活動は、傷病者の生命の維持および病状の悪化の防止に最も適するように行うとともに傷病者の意志を努めて尊重すること。
- 搬送順位は、傷病者の傷病程度を考慮して行うこと。
- 傷病者の搬送先は、あらかじめ把握している救急医療情報に基づき選定すること。ただし、これらが不可能なときは、情報管制課と連絡を取り選定すること。
- 傷病者の搬送にあたっては、所持品および遺留品の取り扱いに留意し紛失、錯誤等の防止に努めること。
- 傷病者が自己の所持品の管理ができないときの所持品の保管については、保護者、警察官および医師等に依頼する等、保管先を明らかにしておくこと。
- 身元確認等のため所持品を調べる場合は、努めて警察官および医師等の立会いのもとに行うこと。
- 傷病者の所持する金品の取扱は、特に慎重に行いやむを得ない場合のほかは保管をしないこと。
- 傷病者および隊員の安全管理に努めるとともに情報管制課との連絡を密にすること。

(2) 隊員の留意事項

- 隊長を補佐し指揮命令を忠実に守り、冷静に行動すること。
- 機関員は、傷病者の容態に応じた安全な車両の運行に努めること。

(平27消本訓令5・一部改正)

(救急隊の出場)

第8条 救急隊は、法第2条第9項および規程第51条第1項第3号に規定する救急業務を行う場合または、次の各号に掲げる事項で、消防長が必要と認めた場合に出場するものとする。

- (1) 火災現場
- (2) 緊急を要する医薬品および臓器の搬送
- (3) 転院搬送を必要と認める場合
- (4) 傷病者を搬送することが、生命に危険がある場合の医師搬送
- (5) その他必要と認めて、特命する場合

(出場区域)

第9条 救急隊の出場区域は、[規程第53条](#)に基づき出場する。ただし、消防長が必要と認めたときは、区域外についても出場を命ずることができる。

(救急自動車に備える資器材)

第10条 救急自動車には、[次の各号](#)に掲げる資器材を備えるものとする。

- (1) 応急処置および通信等に必要な資器材で[別表第1](#)に掲げるもの
- (2) 応急処置、通信および救出等に必要な資器材で[別表第2](#)に掲げるもの
- (3) 削除

(平27消本訓令5・一部改正)

(現場指揮)

第11条 2隊以上の救急隊が出場した場合における現場での指揮は、[規程第67条](#)から[第81条](#)までの規定を準用する。ただし、署長が必要と認める場合はこの限りではない。

(平27消本訓令5・一部改正)

(口頭指導)

第12条 救急要請時の口頭指導は、「救急要請受信時の口頭指導要領」に定める。

(平27消本訓令5・一部改正)

(現場活動)

第13条 救急隊は、当該事故の発生場所(以下「事故現場」という。)に到着と同時に必要に応じて応急処置([救急隊員の行う応急処置等の基準\(昭和53年消防庁告示第2号\)](#))。以下「応急処置」という。)を行うものとする。

2 救急隊員のうち、救急救命士の資格を有する者は、前号の規定によるもののほか[救急救命士法\(平成3年法律第36号\)](#)の定めるところにより、高度な応急処置を行うものとする。

3 救急隊は傷病者の状況により、[次の各号](#)に掲げる医療機関に搬送するものとする。

- (1) 事故現場から最も近い[救急病院等を定める省令\(昭和39年厚生省令第8号\)](#)で規定する指定医療機関
- (2) 専門的な医療機関を必要とする判断をしたときは、搬送距離にとらわれることなく、その状況に適応した指定医療機関
- (3) 傷病者およびその関係者から特定の医療機関へ搬送を依頼されたときは、当該医療機関の体制ならびに事故現場からの距離などを考慮の上、業務上特に支障がないと判断した医療機関

4 [前項](#)の規定にかかわらず、きわめて重篤な傷病者については、事故現場の発生に近い医療機関で応急的な処置を施した後、搬送することができる。

(傷病者の引き渡し)

第14条 隊長は、医療機関へ傷病者を引き渡すときは、応急処置および症状経過等必要な事項を医師に引き継がなければならない。

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第15条 隊長は、救急業務の実施に際し、傷病者またはその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。ただし、傷病の程度、傷病者の状態および周囲の状況等から判断して特に搬送を要すると認めたときは、この限りでない。

(医師の要請)

第16条 現場の最高責任者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、速やかに医師に協力を要請し、適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 傷病者を搬送することが、生命に重大な影響をおよぼし、または傷病の程度を悪化させると認められる場合
- (2) 搬送先の医療機関から他の医療機関へ直ちに搬送する重篤な傷病者で、医師等の同乗が必要であると認められる場合
- (3) その他の事故現場において、医師の診療が必要であると認められる場合

(平27消本訓令5・一部改正)

(死亡者の取扱い)

第17条 隊長は、傷病者が明らかに死亡している場合または医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(関係者の同乗)

第18条 隊長は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者または警察官が、救急車に同乗を求めたときは傷病状態を考慮の上これに応ずることができる。

(要保護者の取扱い)

第19条 署長は、所属救急隊が次の各号のいずれかに該当すると判断される傷病者を医療機関等へ搬送した場合は、事故現場を所轄する福祉関係機関に通知するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者。ただし、要保護者を除く。

(2) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に定める行旅病人または行旅病人に準ずる者(現場保存等)

第20条 隊長は、傷病の原因に犯罪の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に連絡するとともに現場の保存および証拠の保全に努めなければならない。

(感染症と疑われる者の取扱い)

第21条 隊長は、感染症(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症)と疑われる傷病者を搬送したときは、隊員、救急自動車等の汚染に留意し、直ちに署長に報告をするとともに、所定の手続きをとり消毒を行う。

2 署長は前項の状況を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の処置を講ずるものとする。

(平27消本訓令5・一部改正)

(活動の報告)

第22条 隊長は、救急活動を行ったときは、直ちに救急活動記録票(様式第1号および様式第1号の2)に必要事項を記入し、署長に報告しなければならない。

2 署長は、前項の報告を受けたときは、特に必要があると認められるものについて、その概要を消防長に報告しなければならない。

(救急救命処置録の記載)

第23条 救急救命士が救急救命処置を行ったときは、救急救命処置録(様式第2号)に必要事項を記入し、消防長に報告するとともに5年間保存しなければならない。

(家族等への連絡)

第24条 隊長は、傷病者の状況により必要があると認めるときは、その者の家族等に対し、傷病の程度、または状況等を連絡するよう努めるものとする。

(医療機関との連絡)

第25条 消防長は、管轄区域内の医療機関と救急業務の実施について常に密接な連絡をとるものとする。

(消毒)

第26条 救急自動車および積載資器材の消毒は、次の各号に定めるところにより、実施するものとする。

(1) 定期消毒 月1回

(2) 使用後消毒 毎使用後

2 隊長は、前項による消毒を実施したときは、その旨を消毒実施記録表(様式第3号)に記入し、救急自動車の見やすい場所に標示しておくものとする。

(救急業務計画)

第27条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

2 署長は、毎年1回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うものとする。

(救急調査)

第28条 署長は、救急業務の円滑な実施を図るため、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

(1) 地勢および交通状況

(2) 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置および構造

(3) 医療機関の位置およびその他必要な事項

(4) その他、署長が必要と認める事項

(傷病者の搬送証明)

第29条 搬送証明を受けようとする者は、救急搬送証明書交付願(様式第4号)にて署長に願出するものとする。

2 署長は、前項の願出があつたときは、搬送の事実について調査し、救急搬送事実証明書(様式第5号)を交付するものとする。

(代替要員の確保)

第30条 署長は、隊員の適正な労務管理を確保するため、地域の実情に応じて令第44条第1項の規定による救急自動車に搭乗する隊員の代替要員(同条第3項各号に掲げる者に限る。)を確保するよう努めるものとする。

(平27消本訓令5・追加)

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(平27消本訓令5・旧第30条繰下)

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 鯖江・丹生消防組合救急業務規程(昭和62年消防本部訓令第2号)は廃止する。

附 則(平成27年消防本部訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年消防本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年消防本部訓令第2号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

(平27消本訓令5・一部改正)

分類	品名
観察用資器材	血圧計 血中酸素飽和度測定器 心電計 聴診器 体温計 検眼ライト
呼吸・循環管理用資器材	気道確保用資器材 喉頭鏡 自動体外式除細動器 マギール鉗子 自動式人工呼吸器一式 手動式人工呼吸器一式 酸素吸入器一式 吸引器一式
創傷等保護用資器材	固定用資器材 創傷保護用資器材
保温・搬送用資器材	スクープストレッチャー バックボード 担架 保温用毛布 雨おおい
感染防止・消毒用資器材	感染防止用資器材 消毒用資器材
通信用資器材	無線装置
その他の資器材	懐中電灯 救急バッグ トリアージタグ 分娩用資器材 冷却用資器材 はさみ ピンセット 膿盆

備考 自動式人工呼吸器一式には、自動式人工呼吸器、開口器、舌鉗子、舌圧子、エアークワイ、バイトブロック、酸素吸入用鼻孔カテーテルおよび酸素ポンベを含むものとし、手動式人工呼吸器一式および酸素吸入器一式に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。

別表第2

(平27消本訓令5・一部改正)

分類	品名
観察用資器材	血糖値測定器
呼吸・循環管理用資器材	呼気二酸化炭素測定器具 自動式心マッサージ器 ショックパンツ 心肺蘇生用背板 特定行為用資器材 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡
通信用資器材	携帯電話 情報通信端末

	心電図伝送等送受信機器
救出用資器材	救命浮環 救命綱 万能斧
その他の資器材	汚物入 在宅療法継続用資器材 洗眼器 リングカッター
その他必要と認められる資器材	

別表第3 削除

(平27消本訓令5)

様式第1号

(平27消本訓令5・令3消本訓令4・令4消本訓令2・一部改正)

様式第1号

救急番号
—
出場車両

消防長	次長	署長	副署長	分署長	署課長	副分署長	所長

救急活動記録票・救急救命処置録

事故種別		覚知方法		活動区分		隊長		印
年月日	年 月 日	曜	入電(覚知)		天候	隊員		
			指令			機関員		
発生場所						隊員		
出場場所						外国籍		
傷病者	住所	職業						
	ふりがな							
	氏名	年 月 日 歳 性						
出場		現場出発		医療機関引揚				
現場到着		医療機関引渡		帰署(所)				
収容医療機関				搬送理由				
初診時傷病名			傷病程度			死亡確認		
観察結果	現場		車内		医療機関到着時		傷病部位	
	JCS:		JCS:		JCS:		<p>傷病部位…● 出血部位…○ 骨折…×</p>	
	呼吸:	回	呼吸:	回	呼吸:	回		
	脈拍:	回	脈拍:	回	脈拍:	回		
	血圧:	/	血圧:	/	血圧:	/		
	体温:	℃	体温:	℃	体温:	℃		
	酸素飽和度: SPO2	%	酸素飽和度: SPO2	%	酸素飽和度: SPO2	%		
	血糖値:	mg/dL	血糖値:	mg/dL	血糖値:	mg/dL		
	瞳孔: 右	mm	瞳孔: 右	mm	瞳孔: 右	mm		
	対光反射: 右	左	対光反射: 右	左	対光反射: 右	左		
	顔貌:		顔貌:		顔貌:			
	出血:		出血:		出血:			
	失禁:		失禁:		失禁:			
嘔吐(気):		嘔吐(気):		嘔吐(気):				
[所見]						[搬送体位]		
[主訴]						[病歴]		
[応急処置]						[使用資器材]		
[救急事故の概要]								
同乗者(傷病者との関係)								
[現場到着時の状況]								
その他の摘要(医師の指示)				作成者階級				
				氏名		印		
走行距離	現場	km	帰署(所)	km	車内消毒	資器材消毒	鯖江・丹生消防組合	

救急番号	作成上の注意事項	計測時説明および波形説明欄には、「現場到着時」「効果確認」「心マ中」など計測している時間および波形「VF」「VT」などの説明を記入すること。 【凡例】心マ＝心臓マッサージ、VF＝心室細動、VT＝心室頻拍、Af＝心房細動、PEA＝脈の触れない電気的興奮、EMD＝電導取除装置、←→＝範囲
[計測時説明および波形説明欄]		
[記録紙貼付欄]		
[計測時説明および波形説明欄]		
[記録紙貼付欄]		

様式第1号の2

(平27消本訓令5・全改、令3消本訓令4・一部改正)

傷病者記録票

年月日	年 月 日 曜日			時 分 (医療機関引渡)	救急番号	—
					出場車両	
傷病者	住 所					
	姓 名					男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)				
	收容医療機関名		医師の署名又は印			
初診時傷病名	傷病程度	死亡 (初診時において死亡が確認されたもの) 重症 (傷病の程度が三週間以上の入院加療を必要とするもの) 中等症 (傷病の程度が入院を要するもので重症に当たらないもの) 軽症 (傷病の程度が入院加療を必要としないもの) その他 (医師の診断がないもの及び搬送先がその他の場所へ搬送したもの)				
死亡確認		日	時	分		
転院搬送において 医師または看護師 が同乗しない理由	1. 容体が安定しているため 医師署名 2. 病院(医院)を空けられないため 3. その他()					
搬送拒否同意者署名	私は、救急車で医療機関へ搬送されることを拒否します。					

様式第2号

(平27消本訓令5・全改)

救急番号	—
------	---

出 場	:	救護完了	:	医師引継	:
現場到着	:	現場出発	:	医療機関引揚	:
接 触	:	医療機関到着	:	帰署(所)	:

[活動内容]

特定行為	気道確保	実施時刻： 使用チューブ： 固定位置： 換気： % 酸素： リットル 回/分	： サイズ ml カフ容量 ml cm	実施者： 結果： 実施者： 結果：
	静脈路確保	適応状態： 実施時刻： 確保部位： ゲージ数： 輸液量：	： G ml	実施者： 結果： 実施者： 結果：
	薬剤投与	使用薬剤： 実施時刻： 実施時刻： 実施時刻： 実施時刻：	： ： ： ：	実施者： 結果： 実施者： 結果： 実施者： 結果： 実施者： 結果：

除細動	1回目(J)	2回目(J)	3回目(J)
	波形	波形	波形

指示医師名

〔特記事項〕	救急救命士	
	氏 名	印
	氏 名	印
	氏 名	印

様式第3号

様式第3号

消毒実施記録表

車両名

年

月日	定期 使用後	車内	資器材名	消毒薬品名	消毒方法	署名又は印
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	
	定期 使用後				洗 浄 噴 霧 清 拭 殺 菌 灯	

備考 毎月1日は定期消毒日とする。

様式第4号

(令3消本訓令4・一部改正)

様式第4号

救急搬送証明書交付願

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防署
消防署長 殿

願出人
住 所
電話番号 _____
氏 名 _____

発生日時	年 月 日			時 分頃
発生場所				
被救護者	住 所			
	氏 名	年 月 日	生 年 齢	歳
	職 業			
使用目的			部数	通
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。
2 使用目的欄は、下記のように具体的に書いて下さい。
(00災害見舞金請求・00保険金請求等)

様式第5号

救急搬送事実証明書

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防署
消防署長

下記のとおり、搬送したことを証明する。

発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
発生場所		
被救護者	住所	
	氏名	M. T. S. H 年 月 日生 年齢 歳
	職業	
搬送先	住所	
	名称	